

佐倉市地域防災計画

風水害等災害対策編

修正素案

平成20年7月
佐倉市防災会議

目次

は地震災害対策編に準じる。

第1章 総則

第1節 計画の前提

第1 計画の目的及び位置づけ	風	1
1. 計画の目的	風	1
2. 計画の位置づけ	風	1
第2 市域の概況	風	1
1. 位置及び沿革	風	1
2. 自然的条件	風	1
3. 社会的条件	風	1
第3 災害の履歴と想定	風	1
1. 風水害	風	1
2. 土砂災害	風	4

第2節 計画の基本方針

第1 計画の方針	風	5
1. 基本目標	風	5
2. 防災施策の大綱	風	5
3. 計画の体系と構成	風	5
第2 市・関係機関の業務の大綱	風	5
1. 市及び関係機関の役割と位置づけ	風	5
2. 市及び関係機関の業務の大綱	風	5
第3 市民・事業者等の基本的責務	風	5
1. 市民の役割	風	5
2. 事業者の役割	風	5
3. 特定事業者の役割	風	5
4. 建築物等の耐震性・耐火性の確保	風	5
5. 火災予防	風	5
6. 食糧等の備蓄の推進	風	5
7. 災害時における連絡手段、集合場所の確認	風	5
8. 避難方法の確認及び交通混乱の防止対策	風	5

第4章 計画の運用	風	5
1. 計画の習熟	風	5
2. 計画の修正	風	5

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1章 災害に関する調査・把握	風	6
1. 災害に関する調査等	風	6
2. 佐倉市災害対策条例に基づく防災指定区域及び重点整備地区の指定	風	6
3. 災害復興のまちづくりの研究	風	6
第2章 都市の防災機能の強化	風	6
1. 市街地の整備	風	6
2. 防災空間の確保	風	6
3. 防災機能の強化	風	6
4. 土木構築物の耐震対策	風	6
5. 農地・農業施設	風	6
6. 公共施設等の災害対応力の強化	風	6
第3章 建築物等の安全対策の推進	風	6
1. 建築物等の耐震対策	風	6
2. 建築物等の防火・安全化対策	風	6
3. 文化財の保護対策	風	6
第4章 水害予防対策の推進	風	6
1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	風	6
2. 河川改修	風	6
3. 下水道整備	風	6
4. 農地防災対策	風	6
第5章 風害予防	風	6
1. 構築物等の風害防止対策	風	6
2. 街路樹等の風害防止対策	風	6
3. 農作物等の風害防止対策	風	6
第6章 雪害予防	風	6
1. 道路等の雪害予防措置	風	6
2. 構築物等の雪害防止対策	風	7
3. 農作物等の雪害予防対策	風	7
第7章 地盤災害予防対策の推進	風	7
1. 液状化対策の推進	風	7
2. 土砂災害対策	風	7

3. 宅地防災対策	風	7
4. 各種データの保存	風	7

第2節 災害に備えたシステムづくり

第1 防災活動組織の整備	風	8
1. 活動組織の整備・充実	風	8
2. 動員体制の整備・充実	風	8
3. 行動マニュアルの作成	風	9
4. 防災中枢機能等の確保・充実	風	9
5. 関係機関等との連携体制の整備	風	9
6. 防災訓練の実施	風	10
7. 人材の育成	風	10
8. 防災拠点の整備・充実	風	11
9. 防災用資機材等の確保	風	11
第2 情報収集伝達体制の整備	風	12
1. 情報収集システムの整備・充実	風	12
2. 情報収集伝達体制の強化	風	13
3. 通信手段の整備	風	14
4. 災害広報体制の整備	風	15
5. 災害情報共有化の推進	風	15
6. 安否情報の収集及び提供	風	15
7. 安否確認手段の周知	風	15
第3 火災予防の推進	風	16
1. 建築物等の火災予防対策	風	16
2. 林野火災予防対策	風	16
第4 消防、救助・救急体制の整備	風	16
1. 消防力の充実	風	16
2. 救助・救急体制の充実	風	16
3. 広域応援体制の充実	風	16
第5 応急医療体制の整備	風	16
1. 応急医療体制の整備・拡充	風	16
2. 後方医療体制の充実	風	16
3. 医薬品等の確保体制の整備	風	16
第6 緊急輸送体制の整備	風	16
1. 輸送手段の整備	風	16
2. 陸上輸送体制の整備	風	16
3. 航空輸送体制の整備	風	16
4. 水上輸送体制の整備	風	16

5 . 交通混乱の防止対策	風	16
6 . 公共交通機関	風	16
第7 避難体制の確立	風	16
1 . 避難誘導體制の整備	風	16
2 . 指定避難場所、避難経路の指定・整備	風	16
3 . 指定避難所等の充実	風	16
4 . 避難計画の充実	風	16
5 . 応急仮設住宅対策	風	16
第8 緊急物資の確保・供給体制の整備	風	16
1 . 飲料水の確保	風	16
2 . 食糧及び生活必需品の確保	風	16
3 . 備蓄・供給体制の整備	風	16
4 . 市民及び事業者における備蓄の推進	風	16
第9 防災用資機材の調達	風	16
1 . 防災用資機材等の整備	風	16
2 . 調達・活用の体制	風	16
第10 ライフライン確保体制の整備	風	16
1 . 上水道	風	16
2 . 下水道	風	16
3 . 電力（東京電力株式会社成田支社、千葉支社）	風	16
4 . ガス（千葉ガス株式会社、角栄ガス株式会社、社団法人千葉県エルピーガス協会、日本瓦斯株式会社）	風	16
5 . 電気通信（東日本電信電話株式会社千葉支店）	風	16
6 . 市民への広報	風	16
第11 営農対策の推進	風	16
1 . 指導及び助言	風	16
2 . 広報活動による啓発	風	16
第12 廃棄物処理体制の整備	風	16
1 . 防災対策	風	16
2 . 処理体制	風	16
3 . 災害時応急体制の整備	風	16
4 . 処理負担	風	16

第3節 災害に強い人づくり

第1 防災知識の普及	風	17
1 . 市民に対する防災知識の普及と意識啓発	風	17
2 . 学校教育・社会教育における防災教育	風	17
3 . 事業所における防災知識の普及	風	17

第2	自主防災組織の育成	風	17
1.	自主防災組織の結成促進	風	17
2.	自主防災組織への支援	風	17
3.	事業所による自主防災体制の整備	風	17
4.	防災訓練への参加	風	17
第3	組織動員訓練	風	17
1.	非常登庁訓練	風	17
2.	その他訓練	風	17
第4	災害時要援護者対策	風	17
1.	福祉のまちづくりの推進	風	17
2.	在宅災害時要援護者対策	風	17
3.	社会福祉施設等における対策	風	17
4.	外国人への配慮	風	17
第5	ボランティア・NPO活動環境の整備	風	17
1.	佐倉市社会福祉協議会との連携	風	17
2.	ボランティア・NPOの位置づけ	風	17
3.	受入れ体制の整備	風	17
4.	人材の育成	風	17
5.	活動支援体制の整備	風	17

第3章 災害応急計画

第1節 災害警戒期の活動

第1 気象注意報・警報等の収集・伝達	風	18
1. 気象情報収集システム	風	18
2. 情報の伝達系統	風	20
第2 組織動員	風	23
1. 災害対策本部設置前の体制	風	23
2. 水防配備体制	風	24
3. 災害対策本部設置前の配備体制(第1配備・第2配備体制、避難所配備体制)	風	26
4. 災害対策本部の設置	風	28
5. 動員計画	風	35
6. 平常業務の機能	風	37
7. 福利厚生	風	38
第3 水防活動	風	39
1. 水防の責任者	風	40
2. 注意報・警報等とその措置	風	40
3. 動員配備	風	40
4. 応急措置	風	43
5. 水防解除	風	43
第4 警戒活動	風	44
1. 土砂災害警戒活動	風	44
2. ライフライン・交通等警戒活動	風	45
第5 応急避難	風	47
1. 避難準備情報、避難勧告または避難指示	風	48
2. 警戒区域の設定	風	51
3. 避難	風	51
第6 避難所の設置・管理	風	53
1. 避難所の開設	風	54
2. 避難所の管理	風	55
3. 避難所の集約及び解消	風	56

第2節 災害発生後の活動

第1 情報の収集・伝達・報告	風	57
1. 災害情報等の収集・伝達	風	58
2. 情報の収集・伝達・報告系統	風	59
3. 全国瞬時警報システム(J-ALERT)	風	60

4 . 初期被害状況の把握	風	61
5 . 詳細被害状況の把握	風	62
6 . 県への報告	風	64
7 . 通信の確保	風	66
第2 災害広報・広聴対策	風	72
1 . 災害広報	風	73
2 . 報道機関への情報提供等	風	74
3 . 市民の各種相談窓口の設置	風	74
第3 応援の要請・受入れ	風	76
1 . 行政機関との相互応援協力	風	76
2 . 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	風	82
3 . 自衛隊に対する災害派遣要請	風	83
第4 ボランティア協力対策	風	88
1 . ボランティアニーズの把握等	風	89
2 . 一般ボランティアの取り扱い	風	89
3 . 専門的なボランティアの取り扱い	風	89
4 . 活動支援体制	風	90
5 . 応援の要請	風	91
第5 消火・救助対策	風	92
1 . 災害発生状況の把握	風	92
2 . 災害時の消火活動	風	93
3 . 人命救助活動	風	95
4 . 応援の要請	風	95
5 . 地域住民との連携	風	96
第6 医療救護	風	97
1 . 医療情報の収集活動	風	98
2 . 医療救護活動	風	98
3 . 後方医療活動	風	99
4 . 搬 送	風	99
5 . 医薬品等の調達・確保	風	100
第7 二次災害の防止	風	101
1 . 公共土木施設等	風	101
2 . 被災宅地の危険度判定の実施	風	102
3 . 危険物施設等の応急措置	風	103
4 . 情報システムの復旧	風	103
第8 緊急輸送活動	風	104
1 . 陸上輸送	風	105
2 . 航空輸送	風	107
3 . 交通規制	風	107

第9	ライフラインの緊急対応	風	110
1.	被害状況の把握	風	110
2.	各事業者における対応	風	110

第3節 応急復旧期の対策活動

第1	災害救助法の適用	風	112
1.	災害救助法の適用基準	風	112
2.	滅失(罹災)世帯の算定基準	風	112
3.	災害救助法の適用手続	風	112
4.	救助の実施及び種類	風	112
第2	緊急物資の供給	風	112
1.	給水活動	風	112
2.	食糧の供給等	風	112
3.	生活必需品の供給等	風	112
第3	保健衛生活動	風	112
1.	防疫活動	風	112
2.	食品衛生管理	風	112
3.	被災者の健康維持活動	風	112
第4	災害時要援護者等への対応	風	112
1.	災害時要援護者等の被災状況の把握	風	112
2.	被災した災害時要援護者等への支援活動	風	112
第5	社会秩序の維持	風	112
1.	警備活動	風	112
2.	物価の安定及び物資の安定供給	風	112
第6	ライフラインの応急対策	風	112
1.	上水道	風	112
2.	下水道	風	112
3.	電力	風	112
4.	ガス	風	112
5.	電気通信	風	112
第7	交通の機能確保	風	112
1.	鉄軌道施設の応急復旧	風	112
2.	道路の応急復旧等	風	112
第8	農業関係応急対策	風	112
1.	農業施設等の応急対策	風	112
2.	農作物応急対策	風	112
3.	畜産応急対策	風	112

第9	建築物・住宅応急対策	風	112
1.	住家等被災判定の実施	風	112
2.	住居またはその周辺に運ばれた障害物の除去	風	112
3.	被災住宅の応急修理	風	112
4.	被災家屋の解体	風	112
5.	応急仮設住宅の建設	風	112
6.	公営住宅等の一時使用	風	112
7.	市が管理する施設の応急対策	風	112
第10	応急教育等	風	112
1.	学校、幼稚園等の応急対策	風	112
2.	応急教育の実施	風	112
3.	学校給食の措置	風	112
4.	学用品等の支給	風	112
5.	園児・児童・生徒の健康管理等	風	112
6.	社会教育施設等の管理及び応急対策	風	112
7.	文化財対策	風	112
8.	保育園等の応急対策	風	112
第11	遺体の捜索・収容・処理及び埋火葬	風	112
1.	行方不明者の捜索	風	112
2.	遺体の収容	風	112
3.	遺体の処理	風	112
4.	遺体の埋火葬	風	112
第12	環境対策	風	113
1.	し尿処理	風	113
2.	ごみ処理	風	113
3.	がれき処理	風	113
4.	動物対策	風	113
5.	環境保全対策	風	113
第13	応急公用負担等	風	113
1.	実施責任者	風	113
2.	応急公用負担等の要領	風	113
3.	損失補償及び損害補償等	風	113
第14	義援金・救援物資の受入れ及び配分	風	113
1.	義援金の受入れ及び配分	風	113
2.	救援物資(義援品)の受入れ及び配分	風	113

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置計画

第1 被災者の生活確保	風	114
1. 雇用の維持に向けた事業主への支援	風	114
2. 職業の斡旋	風	114
3. 市税の減免等	風	114
4. 災害援護資金	風	114
5. 生活福祉資金	風	114
6. 生活相談	風	114
7. その他の生活確保	風	114
第2 罹災証明の発行要領	風	114
1. 目的	風	114
2. 罹災証明を行う者	風	114
3. 罹災証明の対象	風	114
4. 申請手続き	風	114
5. 被害調査・発行手続き	風	114
6. 証明手数料	風	114
第3 住宅の建設等	風	114
1. 災害公営住宅の建設等	風	114
2. 公営住宅の空き家の活用	風	114
第4 中小企業への融資	風	114
1. 適用の基準	風	114
2. 融資	風	114
3. 利子補給	風	114
第5 農林業者への融資	風	114
第6 被災者生活再建支援金の支給	風	114
1. 対象災害	風	114
2. 対象世帯	風	114
3. 支援金の支給額	風	114
4. 被災者生活再建支援法人の指定	風	114
5. 支援金支給の手続き	風	114

第2節 生活関連施設等の復旧計画

第1 水道施設	風	115
1. 復旧対策	風	115
2. 漏水防止対策	風	115

第2	下水道施設	風	115
1.	復旧計画の対象とする災害	風	115
2.	下水道施設の被害想定	風	115
第3	電気施設	風	115
1.	復旧の順位	風	115
2.	復旧作業	風	115
第4	ガス施設	風	115
1.	被害状況の調査と復旧計画の作成	風	115
2.	復旧措置に関する広報	風	115
3.	復旧作業	風	115
4.	再供給時事故防止措置	風	115
第5	通信施設	風	115
第6	農林業施設	風	115
1.	農業用施設	風	115
2.	林業用施設	風	115
第7	公共土木施設	風	115
1.	道路	風	115
2.	河川、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設	風	115

第3節 激甚災害の指定に関する計画

第1	激甚災害の指定	風	116
1.	激甚災害に関する調査	風	116
2.	激甚災害指定の基準	風	116
第2	特別財政援助額の交付手続	風	116
1.	市	風	116
2.	県	風	116

風水害等対策編

第 1 章

総 則

第1節 計画の前提

第1 計画の目的及び位置づけ

地震災害対策編 第1章 第1節 第1に準じる。

第2 市域の概況

地震災害対策編 第1章 第1節 第2に準じる。

第3 災害の履歴と想定

1. 風水害

本市における風水害は、主に台風の関東直撃による暴風雨や、発達した低気圧の接近による集中的・局地的な豪雨によるものである。

本市における洪水を起こすような湖沼・河川は、印旛沼と市中央部を流れる鹿島川、その支流の高崎川及び市西部を流れる手繰川であると考えられるが、これらの湖沼・河川については、治水事業の進展によって水害は減少してきている。

近年は日本経済の高度成長に伴う河川上流地域の都市化の進展により、宅地造成や道路舗装などによる非浸透面が拡大し、雨水浸透率の低下や流下時間の短縮が進行している。さらに、山林や農地が減少し自然保水機能の低下が進行していることから、都市排水路等の排水処理能力の超過による内水氾濫が発生し、道路冠水や家屋などへの浸水被害が増加している。

本市においては、印旛沼沿いの低地（氾濫平野・後背湿地）や人工改変地の干拓地は水はけが悪く、集中豪雨等で排水処理能力を越えれば浸水しやすい場所がある。また、台地部においても、都市化に伴い、集中豪雨等による内水氾濫が目立ってきている。

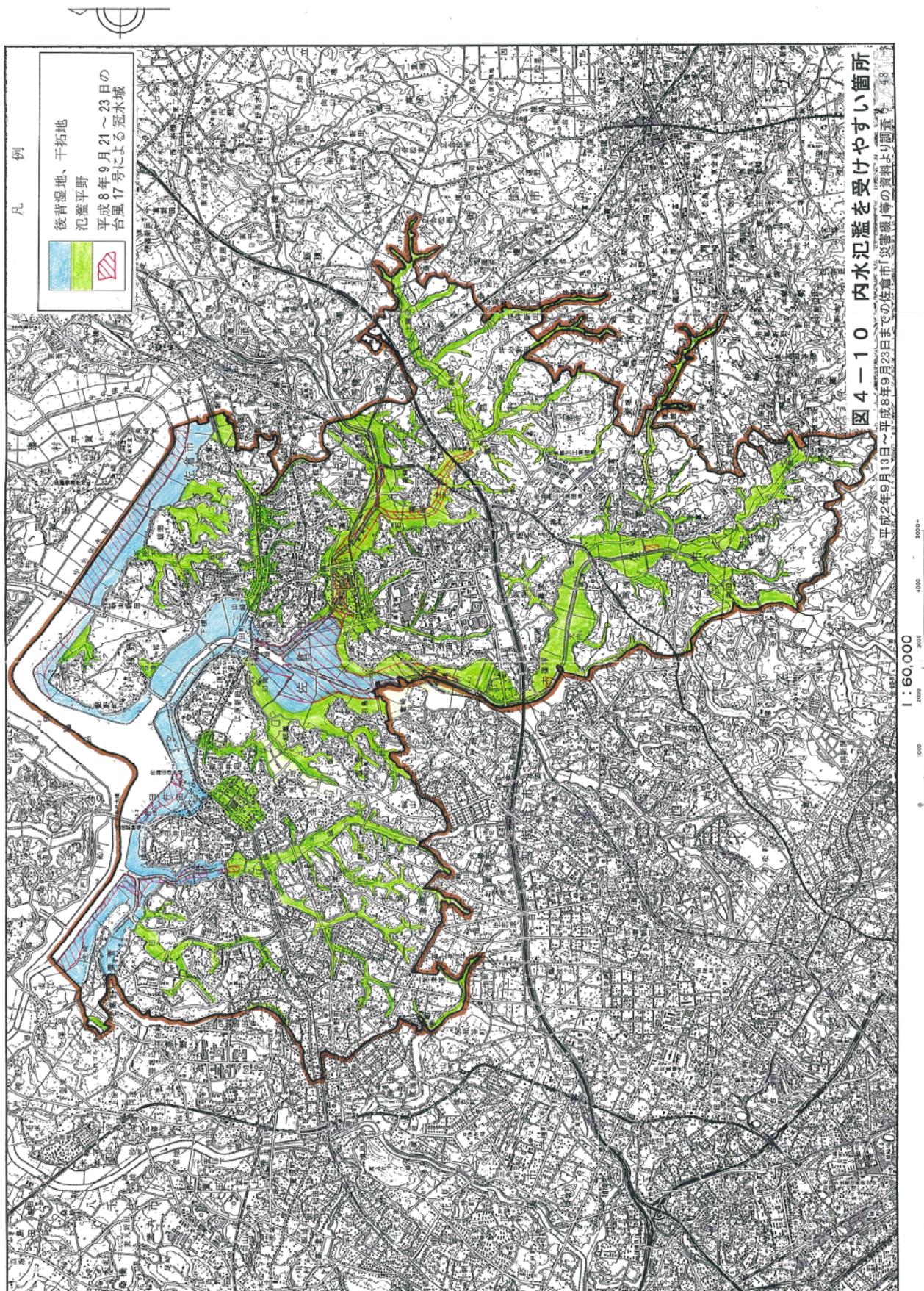
【本市における風水害の履歴】

発生年月日	異常気象名	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)	道路冠水他(箇所)	水田冠水(ha)	その他
平成2年9月13日	大雨		2			
平成2年11月4日	大雨	3	4			京成線不通
平成2年11月30日	台風28号			4		
平成3年8月20日	台風12号			3		
平成3年9月8日	台風15号	23	148		270	京成・JR線不通
平成3年9月19～20日	台風18号	9	95		58.5	京成線不通
平成3年10月9～13日	台風21号		7			京成線不通
平成3年10月17日	大雨		1			
平成4年10月9日	大雨		1			
平成5年6月21日	大雨		1	5		

発生年月日	異常気象名	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)	道路冠水他(箇所)	水田冠水(ha)	その他
平成5年8月27日	台風11号	3	11	10	100	京成・JR線運転中止
平成5年11月14日	大雨	2	7	5		
平成6年8月21日	大雨		1	4		
平成6年9月17日	大雨	1	9	3		
平成7年9月16~17日	台風12号			2		
平成8年9月21~23日	台風17号	84	74	37	約30	
平成13年10月10日	大雨	38	61	41		
平成14年7月15日	台風7号		22	28		
平成15年10月13日	大雨			14		
平成16年9月4日	大雨	2	62	90		
平成16年10月8日	台風22号		4	10		
平成17年8月25日	台風11号			1		
平成18年7月14日	大雨	2	5	1		落雷により1人死亡
平成18年9月26日	大雨	3	2	26		
平成18年10月5日	大雨		1	9		
平成19年7月14日	台風4号			2		
平成19年9月5日	台風9号			1		
平成19年9月11日	大雨			2		
平成19年10月26日	台風20号			2		

(平成2年4月以降)

【内水氾濫を受けやすい箇所】



2. 土砂災害

土砂災害には、主に土石流、地すべり、崖崩れがあり、本市においては、このうち、地すべりや土石流の発生の危険性は、地形・地質の状況からみて無いと考えられる。

これに対し、台地と低地の境界に斜面(段丘崖)が分布し、比高(高低差)が15~30m、傾斜が30°以上の所が多いことから、本市においては、過去に次表に示すような崖崩れ発生している。

【既往崖崩れ災害】

発生年月日	異常気象名	箇所数	被害状況
平成2年11月30日	台風28号	1	法面崩壊3箇所、道路陥没あり
平成3年9月8日	台風15号	11	河川被害、京成線・JR線不通
平成3年9月19~20日	台風18号	72	京成線不通、重軽傷1
平成3年10月9~13日	台風21号	43	京成線不通
平成3年10月17日	大雨	6	
平成5年7月25日	大雨	1	法面崩壊1箇所
平成5年8月27日	台風11号	2	JR線・京成線運転中止
平成6年9月17日	大雨	1	崖崩れによる家屋一部破壊
平成8年9月21~23日	台風17号	18	法面崩壊18箇所
平成13年10月10日	大雨	12	
平成16年6月6日	大雨	5	
平成16年9月4日	大雨	14	
平成16年10月8日	台風22号	18	
平成17年8月25日	台風11号	1	
平成18年10月5日	大雨	3	
平成19年7月14日	台風4号	1	
平成19年9月11日	大雨	1	
平成19年10月26日	台風20号	1	

(平成2年4月以降)

本市における急傾斜地崩壊危険区域は14箇所が指定され、急傾斜地崩壊危険箇所として188箇所、山腹崩壊危険地区として18箇所が抽出されている。急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所ともに、本市の北部に集中しており、特に京成佐倉駅とJR佐倉駅間の市街地の台地縁辺部に多く、次いでその北方の飯田から飯野町にかけてと、京成臼井駅北側の臼井地区に多い。

第2節 計画の基本方針

第1 計画の方針

地震災害対策編 第1章 第2節 第1に準じる。

第2 市・関係機関の業務の大綱

地震災害対策編 第1章 第2節 第2に準じる。

第3 市民・事業者等の基本的責務

地震災害対策編 第1章 第2節 第3に準じる。

第4 計画の運用

地震災害対策編 第1章 第2節 第4に準じる。

風水害等対策編

第2章

災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 災害に関する調査・把握

地震災害対策編 第2章 第1節 第1に準じる。

第2 都市の防災機能の強化

地震災害対策編 第2章 第1節 第2に準じる。

第3 建築物等の安全対策の推進

地震災害対策編 第2章 第1節 第3に準じる。

第4 水害予防対策の推進

地震災害対策編 第2章 第1節 第4に準じる。

第5 風害予防

経済環境部、都市部、関係機関

台風、前線を伴う低気圧、冬季の季節風、異常気象による局地的な強風などに伴う、構築物等への被害を軽減するため、次のような予防対策等の整備を進めるものとする。

1. 構築物等の風害防止対策

通信施設及び看板、その他の構築物等が強風による倒壊、落下、重複災害の発生がないよう施設管理者に対して指導する。

2. 街路樹等の風害防止対策

風害を受けやすい街路樹等は、台風の襲来時期前に点検・確認を行うとともに、支柱の取替、結束等を行って強風に対する被害をできるだけ未然に防止するものとする。

3. 農作物等の風害防止対策

強風による農作物の被害を防止するため、防風林の保全等による被害の軽減を図る。

第6 雪害予防

経済環境部、土木部、都市部、関係機関

本市において、今後、大雪に見舞われた際に人的・物的被害を受ける可能性があるため、事前策を講じていくものとする。

1. 道路等の雪害予防措置

異常降雪に備え、道路防災総点検を適時実施し、道路等の災害対策のため次の準備を行う。

- (1) 融雪時の夜間凍結によるスリップ防止等に必要な砂、散布剤等の諸資機材の確保に努める。
- (2) 事前に土木関係業者の協力体制を確立する。
- (3) 除雪に用いる車両、資機材等の確保のため、協定の締結に努める。

2. 構築物等の雪害防止対策

- (1) 電気通信施設の積雪による災害発生がないよう施設の強化と連絡体系の整備を進める。
- (2) 看板、その他の構築物等が積雪による災害発生がないよう施設管理者に対し啓発に努める。

3. 農作物等の雪害予防対策

積雪等による農作物等の被害を防止するため、事前、事後対策を含め被害の軽減を図る。

第7 地盤災害予防対策の推進

地震災害対策編 第2章 第1節 第5に準じる。

第2節 災害に備えたシステムづくり

第1 防災活動組織の整備

総務部、市民部、各部局、関係機関

《基本方針》

市及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

1. 活動組織の整備・充実

市は、佐倉市地域防災計画に基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

(1) 佐倉市防災会議(会長：市長)

佐倉市防災会議は、佐倉市地域防災計画の作成及び実施の推進のために設置する。

(2) 災害発生時の活動組織体制

災害発生時の活動組織体制については、風水害等災害対策編 第3章 災害応急計画 第1節 第2「組織動員」に定めるところによる。

2. 動員体制の整備・充実

(1) 職員の配備基準

配備内容・人員については、風水害等災害対策編 第3章 災害応急計画 第1節 第2「組織動員」に定めるところによる。

(2) 勤務時間外における動員体制

① 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等の主要防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話等を携帯させる。

② 現地情報収集体制の整備

災害発生後、各地区における応急対策を早期に実施できる体制を整えるため、各所属の職員、水防班員は情報収集を行うものとし、その役割の周知徹底を図る。

③ 伝達方法

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部長は、常に所属職員の住所・電話番号等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに職員に周知徹底を図る。

- ④ 参集場所の周知
迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。
- ⑤ 初動活動期の参集可能職員の把握
各部長は公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段を調査し、参集に要する時間の把握に努める。

3. 行動マニュアルの作成

(1) 職員行動マニュアルの作成

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、佐倉市地域防災計画に基づいた「災害時の職員行動マニュアル」を作成する。

また、佐倉市地域防災計画の修正、各種の防災訓練、防災計画の改訂等をふまえ、随時「災害時の職員行動マニュアル」の改訂・修正を行う。

(2) 部局別マニュアルの作成

各部局は、佐倉市地域防災計画に定められた各役割に基づき、部局ごとに「災害時の行動マニュアル」を作成する。

また、必要に応じ適宜見直しを行う。

4. 防災中枢機能等の確保・充実

市は、災害発生時に速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

(1) 防災中枢施設の整備

佐倉市役所1号館4階交通防災課に災害対策本部を設置することが出来ない場合、ミレニアムセンター佐倉を代替施設とし、情報収集・伝達手段等の整備を進める。

また、市役所等の自家発電設備等の整備、通信設備等のバックアップ対策の充実を図る。

(2) 災害対策本部用備蓄

災害対策本部として必要となる飲料水・食糧等を備蓄する。

5. 関係機関等との連携体制の整備

(1) 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備・充実を図るとともに、市との連携及び協力体制を確立する。

(2) 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

6. 防災訓練の実施

市は、佐倉市地域防災計画等の習熟、連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合訓練、その他災害別防災訓練などの実施に努める。

(1) 市民防災訓練

毎年一回、市は自衛隊、関係機関、市民、事業所、NPO等の参加を得て防災訓練を総合的に実施し、災害時における防災活動の迅速かつ的確な実施を図る。

(2) 地域防災訓練

市は、自主防災組織、NPO、自治会・町内会等の協力のもとに、地域の実情にあった防災訓練を実施するとともに、自主防災組織等からの訓練協力の依頼に対して、積極的に協力し、防災意識の高揚を図る。

(3) 非常登庁訓練

非常登庁訓練については、地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第3節 第3「組織動員訓練」に定めるところにより実施する。

(4) 避難救助訓練

関係機関、市民、事業所等の協力を得て避難の勧告・指示、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難誘導及び救出・救助や、医療搬送、物資の輸送、給水・給食に関する訓練を実施する。

(5) 水防訓練

関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。

(6) 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

7. 人材の育成

防災体制の強化と合わせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努める。

(1) 職員の防災教育

市職員の防災意識の高揚を図るため、次の事項について防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

- ① 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ② 災害対策活動の概要
- ③ 災害時の役割の分担
- ④ 災害時の指揮系統の確立
- ⑤ その他必要な事項

8. 防災拠点の整備・充実

防災中枢拠点施設である市役所をはじめ、他の防災拠点施設の耐震性の向上、施設の設備充実を図り、災害発生時の防災機能の確保を図る。

(1) 防災中枢施設の整備・充実

市役所、ミレニアムセンター佐倉及び消防署については、災害対応力の増強を図るとともに、連携した災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。

(2) 防災拠点の整備

地域の防災拠点施設となる小・中学校及び各出張所・派出所等と災害対策本部との連絡体制を整備し、災害時の地域連絡拠点としての防災機能の充実を図る。

また、地域の防災活動の拠点となる施設、公園・広場の整備に努めるとともに、隣接した避難所、物資の備蓄等の機能を備えた公共施設との連携を図る。

(3) 広域応援に関する拠点候補地

緊急消防援助隊、千葉県消防広域応援隊及び自衛隊の各部隊の活動拠点の候補地について、あらかじめ選定に努めるものとする。

9. 防災用資機材等の確保

応急対策及び復旧対策を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

(1) 人材、装備、資機材の確保

災害時に必要となる資機材等の整備に努めるとともに、関係団体等と協定を締結し、災害時の資機材等の確保に努める。

(2) 防疫・衛生用資材の確保

被害の状況に応じた消毒を施行するために必要な防疫・衛生用資材の確保に努める。

(3) 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、車両、水防資機材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。

第2 情報収集伝達体制の整備

総務部、市民部、佐倉市八街市
酒々井町消防組合、県、関係機関

《基本方針》

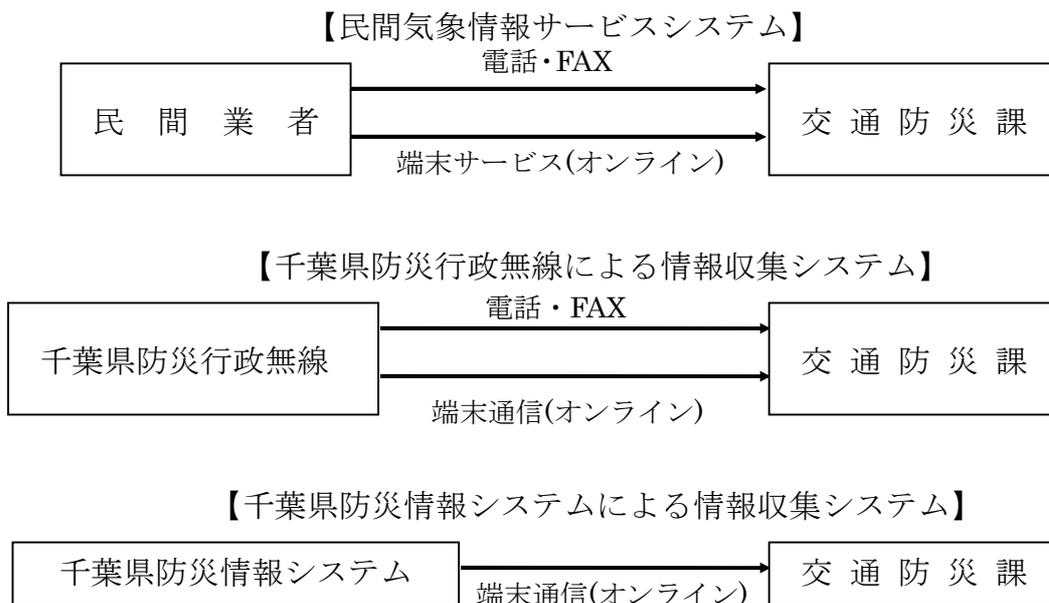
市、県及び関係機関は、平常時から気象情報等をできる限り早期かつ正確に把握し、その影響を的確に予測して迅速に対応するため、情報収集システムの整備・充実に努める。

また、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める。

1. 情報収集システムの整備・充実

(1) 気象情報収集システム

市では、平成5年度より民間気象情報サービスシステムを導入し、端末サービスによる気象情報収集システムの強化を進めている。今後とも佐倉市地域防災計画に基づき防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る情報収集体制の充実に努めるとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、情報の伝達体制の整備を図る。

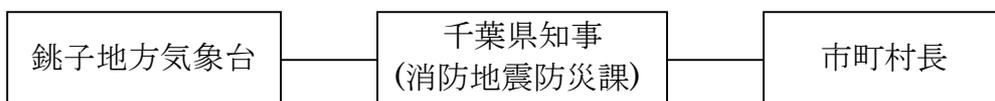


(2) 気象等警報の通知

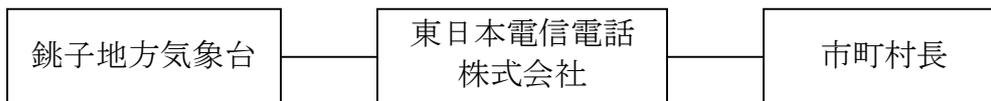
この通知は、気象庁が気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)第15条に基づき、気象等警報を県民に対して迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

① 通報系統

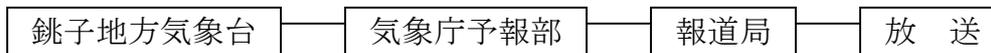
ア 千葉県知事



イ 東日本電信電話株式会社



ウ 日本放送協会



エ その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

② 担当区域

ア 銚子地方気象台：千葉県全域

イ 東日本電信電話株式会社への電文は下記のとおりである。

気象警報	暴風警報	ボウフウ
	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
	暴風雪警報	ボウフウセツ
	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
	大雨警報	オオアメ
	大雨警報解除	オオアメカイジョ
高潮警報	高潮警報	タカシオ
	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報	ハロウ
	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報	コウズイ
	洪水警報解除	コウズイカイジョ

2. 情報収集伝達体制の強化

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

(1) 勤務時間内の情報の収集及び伝達

県消防地震防災課または県災害対策本部から千葉県防災行政無線等によって伝達される情報を市民部交通防災課が受理し、必要な情報は庁内放送によって職員に伝達する。

(2) 勤務時間外の情報の収集及び伝達

県消防地震防災課または県災害対策本部から千葉県防災行政無線等によって伝達される情報は危機管理監が受理し、あらかじめ定められた方法によって市民部長及び交通防災課長に伝達する。

3. 通信手段の整備

災害発生時の情報通信体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに、保安管理の徹底を行う。

(1) 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、整備及び保守管理を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

(2) 通信手段の多様化

携帯電話の整備充実、メール機能の活用等を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

(3) 防災行政無線等の整備

災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の整備を図るとともに、多様な情報伝達手段を検討し、必要に応じて整備を行う。

① 防災行政無線の整備

ア 千葉県防災行政無線

県では、平成18年度から20年度にかけ防災情報ターミナルちば整備事業を実施しており、防災情報のより安全で効率的な通信手段の確保と防災情報の収集・伝達機能の強化を図っていることから、市は千葉県防災行政無線の有効活用を図る。

イ 佐倉市防災行政無線(移動系・同報系(固定系)・地域防災無線)の整備

災害時の有線電話の途絶時等における各種情報の収集、災害対策活動に必要な指示・伝達、市民への必要な情報の伝達等を速やかに行うため、今後とも防災行政無線の整備・充実を図る。

なお、無線のデジタル化が開始されていることから、今後、現行のアナログ方式の無線設備が使用できなくなる可能性もあるため、新たな施設整備の検討を進めるとともに、施設整備に代わる手段の研究を行う。

② 多重無線通信システム

有線途絶時の情報連絡及び災害現場からのFAX、静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

③ 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

(4) 市内アマチュア無線家との連携

佐倉市役所アマチュア無線クラブを中心として、市内のアマチュア無線局及びアマチュア無線クラブ等と平常時から交流を深め、災害発生時に必要な非常通信網の整備及び協力の依頼を推進する。

(5) その他

災害時の停電に備え、電灯用はじめ各種放送等の通信を確保するため自家発電機等の整備を行い、電源の確保を図る。

(6) 千葉県防災情報システムの活用

災害状況の収集・伝達のため、千葉県防災情報システムを積極的に活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

4. 災害広報体制の整備

(1) 市民への情報提供体制

ケーブルネット 296 による緊急情報の放送を行うほか、インターネット、携帯電話メール配信システム等による情報提供を行う。また、避難所となる学校等への電話、FAX、防災行政無線等の通信手段の整備及び災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

(2) 市民への広報手段の周知

- ① 災害時はテレビ・ラジオ等で自ら情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- ② あらかじめ、市役所、出張所、消防署、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

(3) 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用FAX、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。

5. 災害情報共有化の推進

災害情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的に、地図情報システムの構築を検討する。

6. 安否情報の収集及び提供

災害発生時において、安否情報の収集及び提供を行うための体制の整備に努める。

また、総務省消防庁が運用を開始した武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムの自然災害・事故時における利用について検討を進める。

7. 安否確認手段の周知

災害発生後、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能の麻痺が予想されることから、災害時の安否確認のためのシステム（伝言ダイヤル「171」）や災害用伝言板サービス等の普及啓発を図る。

第3 火災予防の推進

地震災害対策編 第2章 第2節 第3に準じる。

第4 消防、救助・救急体制の整備

地震災害対策編 第2章 第2節 第4に準じる。

第5 応急医療体制の整備

地震災害対策編 第2章 第2節 第5に準じる。

第6 緊急輸送体制の整備

地震災害対策編 第2章 第2節 第6に準じる。

第7 避難体制の確立

地震災害対策編 第2章 第2節 第7に準じる。

第8 緊急物資の確保・供給体制の整備

地震災害対策編 第2章 第2節 第9に準じる。

第9 防災用資機材の調達

地震災害対策編 第2章 第2節 第10に準じる。

第10 ライフライン確保体制の整備

地震災害対策編 第2章 第2節 第11に準じる。

第11 営農対策の推進

地震災害対策編 第2章 第2節 第12に準じる。

第12 廃棄物処理体制の整備

地震災害対策編 第2章 第2節 第13に準じる。

第3節 災害に強い人づくり

第1 防災知識の普及

地震災害対策編 第2章 第3節 第1に準じる。

第2 自主防災組織の育成

地震災害対策編 第2章 第3節 第2に準じる。

第3 組織動員訓練

地震災害対策編 第2章 第3節 第3に準じる。

第4 災害時要援護者対策

地震災害対策編 第2章 第3節 第4に準じる。

第5 ボランティア・NPO活動環境の整備

地震災害対策編 第2章 第3節 第5に準じる。